高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 令和4年度以後の給与改定(令和3年8月10日人事院勧告の対応)

(1) 期末手当

一般職職員及び管理職職員の支給月数を0.15月分引下げ改定 再任用職員及び特定任期付職員の支給月数を0.10月分引下げ改定

区	分	改正前	改正後
一般職職員	6月期	1. 275月	1. 200月
	12月期	1. 275月	1. 200月
	計	2. 550月	2. 400月
管理職職員	6月期	1.075月	1.000月
	12月期	1.075月	1.000月
	計	2. 150月	2.000月
再任用職員 (一般職)	6月期	0.725月	0.675月
	12月期	0.725月	0.675月
	計	1. 450月	1.350月
再任用職員 (管理職)	6月期	0.625月	0.575月
	12月期	0.625月	0.575月
	計	1. 250月	1. 150月
特定任期付職員	6月期	1.675月	1.625月
	12月期	1.675月	1. 625月
	計	3.350月	3.250月

2. 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和3年12月に期末手当が支給された職員については、国家公務員の給与改定の取扱いに準じ、令和3年の人事院勧告による令和3年度分の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月に支給する期末手当から減額する。

3. 施行期日 公布の日